

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第13回総会 議事録

■日時 令和4年3月28日（月）午前10時00分～午前10時58分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

(1) 「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、景観の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

(2) 「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに騒音・振動に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告 (3 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業	令和4年2月16日
2 環境影響評価書	（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	令和4年2月25日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和4年2月28日
3 事後調査報告書	新可燃ごみ処理施設整備事業（工事の完了後）	令和4年2月21日
4 変 更 届	町田市資源循環型施設整備事業	令和4年2月17日
5 廃 止 届	北西部幹線道路（八王子市谷野町～美山町）建設事業	令和4年2月2日

令和3年度「東京都環境影響評価審査会」第13回総会
速 記 録

令和4年3月28日（月）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 19 名の出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 13 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申出がございました。それでは、柳会長、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 13 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 2 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について宮越第二部会長から報告を受けることといたします。それでは、よろしくお願ひします。

○宮越第二部会長 では、説明します。まず資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 事務局から朗読いたします。

令和 4 年 3 月 28 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、令和4年1月25日に「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

次のページに付表を付けてございます。

第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【景観】

計画地近傍の中野駅北口付近は、歩行者デッキ等が整備され、不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所と考えられることから、必要に応じて景観の調査地点の追加を検討すること。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

朗読は以上です。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和4年1月25日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、中野区中野四丁目、JR 中野駅の北口の中野サンプラザ、中野区役所の位置する約2.3haの事業区域に、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場等を新設し、複合的な市街地を形成するものです。最高高さは262mを計画しております。

対象事業の種類は「高層建築物の設置」でございます。

次に、答申案の内容について説明します。

【景観】の意見ですが、調査計画書では、景観（眺望の状況）の近景域の調査地点として、事業予定地の東側、西側、北側及び東南東側の4点を選定しています。しかしながら、最も人の多く利用する中野駅北口付近からの景観は調査地点として設定されていないため、中野駅北口付近での調査地点の追加の検討を求めるものであります。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柳会長 それではそのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第73号

令和4年3月28日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書の答申について

令和4年1月25日付3環総政第663号(諮問第533号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

朗読は以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 続きまして、「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件については第二部会で審議していただきましたので、その結果について、宮越第二部会長から報告を受けることにします。よろしく申し上げます。

○宮越第二部会長 では、説明します。まず資料2を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 事務局から朗読いたします。

令和4年3月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 宮 越 昭 暢

「羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙を御覧ください。

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年8月20日に「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

次のページに付表を付けてございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 高架橋区間には中高層の住宅等が近接し、工事の完了後に鉄道騒音の著しい影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の鉄道騒音の低減に努めること。また、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行い、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて更なる検討を講じること。
- 2 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、沿線住民に対して、工事内容等の詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めること。

朗読は以上です。

○宮越第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。本事業は、羽田空港への輸送ネットワークの強化を目指し、新たな鉄道ルートを整備するもので、事業区間の延長は、東海道線田町駅付近から羽田空港内の新駅に至る12.4km、このうち7.4kmの区間は既設線の改良区間、5.0kmは新線の建設区間として整備を計画しており、対象事業の種類は「鉄道の建設、鉄道の改良」でございます。

本評価書案は、令和3年8月20日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読しました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び事業段階関係区長である港区長、品川区長、大田区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。また、本年2月17日に都民の意見を聴く会を開催し、1名の方の公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について説明します。

【騒音・振動】の意見ですが、既設線改良区間の一部は高架橋となっておりますが、この地点での高さ方向の騒音予測では60dBを超える騒音値が予測されております。また、高架橋周辺には中高層住宅が近接することから、供用後の高さ方向の騒音影響が強く懸念されます。一方、工事の施行においても、工種によっては基準値と同値の騒音が予測されるほか、夜間工事も計画されており、騒音に対する環境保全措置の徹底とともに、工事内容などについての情報を周辺住民へ積極的に伝えることが必要であると思われ、資料にあります2件の意見を付すことといたしました。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 74 号

令和 4 年 3 月 28 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価書案について（答申）

令和 3 年 8 月 20 日付 3 環総政第 288 号（諮問第 526 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上で朗読を終わります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 3 を御覧ください。3 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書 1 件「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」、環境影響評価書 2 件、事後調査報告書 1 件、変更届 1 件、廃止届 1 件を受理しております。

○柳会長 それでは、「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたしま

す。

なお、本日は、事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。

御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 本日はお時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、お手元の緑色の冊子「環境影響評価調査計画書 ―東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業―」の1ページを御覧ください。

事業予定者は、東京都及び首都高速道路株式会社でございまして、対象事業の名称は「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（新京橋連結路）建設事業」。種類は道路の改築でございます。

対象事業の内容の概略は、表3-1 事業計画の概要を御覧ください。

都市計画道路名は「東京都市計画道路都市高速道路第1号線（連結路）」で、東京都中央区新富二丁目を起点として、中央区八重洲二丁目を終点とするもので、約1.1kmの区間において往復2車線の高速道路を整備するものです。

通過地点は、中央区、千代田区です。

道路幅員は、片側6.5m。

設計速度は、時速40kmになります。

道路構造は、トンネル構造及び擁壁構造です。

主要交通との交差は、JR京葉線、東京メトロ銀座線、都営浅草線です。

供用開始は、令和17年度を予定しています。

関連工事は、本トンネルの工事に合わせまして出入口の設置、既存の首都高速都心環状線の擁壁更新等を実施します。

続いて、2ページ「事業の目的」を説明します。3ページ目の図4-1と併せて御覧ください。首都高日本橋区間の地下化に当たりましては江戸橋ジャンクションの都心環状線連結路を廃止することで、都心環状線を利用する車を八重洲線に転換させ、江戸橋ジャンクション周辺における交通の円滑を図ることとしております。本事業は、これに伴い必要となる大型車の環状方向の交通機能を確保するため、都心環状線と八重洲線を地下で結ぶ連結路、トンネルを設置する事業になります。

計画道路は、既設の八重洲トンネルを連結した地下トンネルとなるため、八重洲トンネルの換気塔を担っている鍛冶橋換気所の性能の向上が必要となることから、換気所の造り替えをトンネル整備と併せて実施します。また、計画道路の関連工事として、新富町出口を廃止

しまして、(仮称)新富町入口及び(仮称)丸の内入口の新設を行います。併せて、丸の内出口の改修並びに都心環状線の新金橋から亀井橋の区間の掘割の擁壁を更新します。

なお、計画道路の整備に伴い、都市高速道路晴海線は都心環状線と京橋付近での接続が困難となるとともに、京橋入口の廃止に伴い新富町出口を入口化するため下り線の一部を廃止します。今後周辺のまちづくりと連携しまして、首都高速都心環状線と都市高速道路晴海線の都市計画を見直す予定でございます。

都市高速道路晴海線につきましては、事業化に際し改めて環境影響評価に係る法令に従って必要な手続や措置を実施する予定です。

それでは、4 ページを御覧ください。こちらは計画道路の位置図でございます。計画地は中央区及び千代田区に位置しており、計画道路の南側は中央区銀座、北側は中央区京橋地区となっております。

続きまして、6 ページを御覧ください。「対象事業の構造」ですが、大部分の区間がトンネル構造であり、既存の首都高速都心環状線と接続する一部区間が擁壁構造となります。

7 ページには、計画道路の平面模式図、縦断模式図を示しております。図中の青色とピンク色で示す区間がトンネル構造で、濃い緑色で示す区間が擁壁構造となります。また、関連工事として、茶色で示す区間が出入口の改修、薄い緑色が擁壁の更新、オレンジ色が換気所の造り替えの位置を示しています。

続きまして、8 ページを御覧ください。断面図を3枚示しております。赤枠は計画道路A-A断面に示す、青枠は関連工事である出入口の位置になります。

続きまして、9 ページを御覧ください。換気所については、現在の鍛冶橋換気所と同じ場所に、現況以下での高さでの造り替えを予定しています。

施工計画になりますが、本事業の工事は表4-2で示すように、計画道路としてはトンネル、擁壁、換気所。関連工事としては、出入口等、擁壁(更新)等の5種類から構成されます。

事業区間の延長約1.1kmのうち、開削及びシールドトンネル構造が延長約1.0km、擁壁構造が延長約0.1kmとなります。また工事中におきましては、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械の採用や、最新の燃料消費基準を達成している建設機械の使用によるエネルギー消費の抑制等を行いまして、環境影響の回避または低減に努めることとしております。

続きまして、12 ページを御覧ください。想定される工事用車両の主な搬出入ルートを示しております。現時点では鍛冶橋通りや銀座桜通りなどを想定していますが、併せて、周辺

の幹線道路である外堀通りや新大橋通りを利用して搬出入することを考えております。

続きまして、少し先のページになりますが、104 ページを御覧ください。選定しました環境影響評価の項目及びその理由を示しております。選定しました項目は「大気汚染」「騒音・振動」「地盤」「水循環」「景観」「史跡・文化財」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」の8項目でございます。

選定した理由として、「大気汚染」は工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行並びに工事の完了後における自動車の走行及び換気所の供用に伴う二酸化窒素と浮遊粒子状物質の排出が大気質に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予想評価の項目として選定しております。

続きまして、「騒音・振動」でございます。工事の施行中における建設機械の稼働及び工場用車両の走行に伴う騒音・振動レベル、並びに工事の完了後における自動車走行及び換気所の供用に伴う騒音・振動レベル、低周波音圧レベルが生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定しております。

続きまして、「地盤」でございます。工事の施行中における施設の建設及び工事完了後における施設の存在が、地下水位及び地盤の状況に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定しております。

続きまして、「水循環」でございます。工事の施行中における施設の建設及び工事の完了後における地下構造物の存在が、水循環に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定してございます。

続きまして、「景観」でございます。工事の完了後における施設の存在及び換気所の存在が、景観に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定してございます。

続きまして、「史跡・文化財」でございます。工事の施行中における施設の建設が、有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定してございます。

続きまして、「自然との触れ合い活動の場」でございます。工事の施行中における施設の建設及び工事の完了後における施設の存在が、自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測評価項目として選定してございます。

最後に、「廃棄物」でございます。工事の施行中における施設の建設に伴う建設発生土及び建設廃棄物の発生が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、予測

評価項目として選定してございます。

続きまして、105 ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由を示してございます。選定しなかった項目につきましては、「悪臭」「水質汚濁」「土壌汚染」「地形・地質」など9項目でございます。選定しなかった理由につきましては、表7.2-1(1)及び(2)に記載してございます。

内容の説明は以上でございます。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問等はございますか。それでは最初に宗方委員からどうぞ。

○宗方委員 丁寧な御説明ありがとうございます。鍛冶橋の換気所ですが、高さが現状より少し小さくなるので圧迫感の変化の程度は選定しないとのことでしたけれども、デザインについてはもうある程度決まっていらっしゃるのでしょうか。もちろんボリュームが一番大きな要因ではありますが、外観のデザインなどでも影響されることもありますので、景観としてはほかのところで評価されていると思うのですけれども、デザインも絡めてそういった御検討をいただければと思ひまして、コメントした次第です。

○事業者 御意見ありがとうございます。換気所の具体のデザインにつきましては、東京都や地元区の景観条例などを踏まえつつ、地域の特性に配慮しまして、事業の実施段階でしっかりと検討していきたいと考えております。

○宗方委員 ありがとうございます。

○柳会長 続いて、池本委員、どうぞ。

○池本委員 今の御説明の中で評価項目として選定したものについては割と丁寧に御説明があったのですが、選定しなかった項目に対して、これだけですという感じだったのですが、選定しなかった項目のその理由は大事だと思いますので、読めば分かるというところかもしれないですが、何か補足がある部分もあると思いますので、御説明を頂いたほうがいいのではないかなと思ひました。

○事業者 それでは説明します。選定しなかった項目、まず1点目「悪臭」です。本事業による工事については道路工事であり、工事の施行中においては日常的に影響を及ぼすような悪臭は発生しないこと。また、工事の完了後においても悪臭の発生源となるような施設は設置しない。そのようなことから項目としては選定しておりません。

続いて「水質汚濁」になります。工事の施行中に降雨や掘削工事等で濁水が発生した場合、必要に応じて沈砂槽等を設置し、下水排除基準以下に処理した上で、公共下水道へ排水しま

す。また、工事の完了後につきましても、雨水は公共下水道へ排水します。このため、周辺の河川及び水路の水質へ影響を与えることはないことから、項目として選定しておりません。

続いて「土壌汚染」です。対象事業地及びその周辺には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。また、対象事業地及びその周辺の土地利用の履歴につきましても、土壌が汚染される可能性が高い用途として利用された土地の利用履歴は確認されておりません。

なお、工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法等に基づき調査を実施します。調査の結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」に基づき、適切な措置を講ずるとともに、これらの結果は、事後調査報告書等において報告します。このため、項目としては選定しておりません。

「地形・地質」になります。対象事業地及びその周辺には、学術上特に配慮しなければならない地形・地質はないことから、項目として選定しておりません。

「生物・生態系」になります。対象事業地周辺においては注目される種の生息・生育が確認されていますが、対象事業地及びその沿道は主に市街化された地域であり、注目される種の確認記録はありません。また、対象事業地内にはまとまった緑地、湿地等は存在しない。そのようなことから、項目としては選定しておりません。

「日影」になります。対象事業地は、トンネル構造及び擁壁構造であり、日影への影響が予想される高架構造物は設置しません。換気所につきましても、現況以下の高さ及び幅での造り替えを予定しており、影響は小さいと考えております。また、換気所周辺は商業地域であり、保全対象となる施設は存在していない。そのようなことから、項目として選定していません。

続いて「電波障害」になりますが、対象事業地は、トンネル構造及び擁壁構造であり、電波への影響が予想される高架構造物は設定しないこと。また、換気所につきましても、現況以下の高さ及び幅での造り替えを予定しており、影響は小さいと考えていること。また、換気所の周辺の建物は、同程度またはそれ以上の高さの建物が位置していることから、項目として選定してございません。

最後に「風環境」になりますが、対象事業地はトンネル構造及び擁壁構造であり、風害の発生が予想される高架構造物の設置はないこと。また、換気所につきましても、現況以下の高さ及び幅での造り替えを予定しており、影響は小さいと考えられます。また、換気所周辺の建物につきましても、同程度またはそれ以上の高さの建物が位置しています。そのような

ことから、項目として選定していません。

最後に、調査計画書の106ページ、「温室効果ガス」になります。「温室効果ガス」につきましては、東京都の技術指針において、道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素につきましては評価の対象外となっております。また、他の道路の供用に伴う温室効果ガスを発生させる要因はありません。工事の施行中につきましては、建設機械の稼働がありますが、最新の燃料消費基準を達成している建設機械を使用することでエネルギー消費を抑えることから、影響は小さいと考えております。このため、環境影響評価項目として選定してございません。

以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、質問を続けます。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

鍛冶橋換気所について質問させていただきたいのですが、この性能の向上が必要となることから造り替えるということなのですが、性能の向上が必要ということは、造り替えた新しいものでは、例えば騒音や振動のレベルも向上したり、あるいは排気量も増えたりするとうふうに考えていいのでしょうか。

○事業者 規格のほうも変わりますので、騒音・振動の影響も変わるということが想定されますので、評価項目として選定し予測評価したいと考えております。

○高橋委員 換気量というか排気量みたいなものも大きくなると考えていいのでしょうか。

○事業者 現在の既設の鍛冶橋換気所は、既設の八重洲トンネルの部分を所掌範囲としていまして、今回新しくできてくる新京橋連結路部分も含めて所掌範囲を拡大しますので、そのために換気所機能を拡充する必要があるということです。

○高橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 続いて、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 「地盤」について質問させてください。7ページの図4-3の縦断模式図の内回りと外回り、両方描いていただいているのですが、この中で銀座一丁目駐車場等の地下構造物がシールド区間と重複しているように見えるのですが、こういった地下構造物との関係の中で特に、地下構造物をこの工事に伴って改変するようなものがあれば教えてください。

また、地盤に対しては地上の調査の計画はこの調査計画書の中にたくさん書いていただいていると思うのですが、地下構造物への配慮は何か、この調査計画書の中で書かれているこ

とがありましたら御紹介ください。お願いします。

○事業者 既設のライフラインとか地下鉄関係につきましては、しっかりと離隔を取った上で計画しております。一部ご指摘のありました銀座一丁目の駐車場につきましては、部分的にシールドトンネルと重なる部分がありますので、こちらについては設計、施工の段階でしっかりと施工計画を練っていきたいと考えております。

○宮越委員 分かりました。この縦断模式図を見せていただいても、たくさん重要な鉄道やインフラが描かれていますので、こういったところと調整されているということで理解しました。ありがとうございました。

○柳会長 続いて、池本委員、どうぞ。

○池本委員 追加の御説明、ありがとうございました。

それとはまた関係がないのですが、2点お聞かせいただきたいのですが、1点は、高速の出口、入口を替えたり、なくしたりを行う中で、事業の途中で走っている車両を地上に逃がさなければならないようなことがあるのかどうか。

もう1点は、もしかしたら事務局に対する質問かもしれないのですが、特区の第二八重洲口のほうの地区のすぐ南側だと思うのですが、特区関連事業とはまた別の事業ということでアセスは見ていくということでもいいのか。

以上、2点教えていただけますでしょうか。

○事業者 1つ目の、地上部街路への交通影響につきましては、基本的にはその交通影響が極力小さくなるように出入口の切り替えなど考えていきたいと思いますが、いずれにしましても、街路への交通影響がないように、設計施工の段階で、この交通影響もしっかり考えていきたいと考えております。

○下間アセスメント担当課長 あと、事務局からということになりますが、今回の東京都市計画道路建設事業に対しての調査計画書に対しては、いわゆる八重洲口の特区、特定の地域と関係なく、この件についてはこれで、このまま単独でアセス評価をしていく予定でございます。

○池本委員 最初の質問に対しての御回答はありがとうございます。もう御存じだと思うのですが、今お話したように、特区の関連で八重洲口について、いろいろな先生方が何度もお話を頂いていると思うのですが、この地区でアセス規模の事業が多分5個、6個ぐらいあると思いますので、交通影響はかなり大きいと思いますので、そのあたりをよく調整、それから予測評価の中でも御検討頂くのがいいのかなと感じました。

○柳会長 それでは、水本委員、どうぞ。

○水本委員 「史跡・文化財」を担当しております。千代田区と中央区にまたがるということなのですが、どちらも教育委員会のほうでそういったセクションがありますけれども、そちらのほうにはもう御相談はされていますでしょうか。

○事業者 今回、調査計画書の作成に当たりまして、指定登録文化財、あと埋蔵文化財包蔵地にあたりましては、千代田区、中央区から情報提供を頂きながら策定を進めております。ただ、具体的な手続、やりとりにつきましてはこれからになります。

○水本委員 分かりました。道路の部分が結構あるのですが、意外と、こういった場所は、発掘調査をするタイミングがなかなかないので、非常に重要な情報になる場合があります。それと、この辺の低地の地下なのですが、実は微高地といって、意外とアップダウンがありまして、そこら辺の情報というのも、遺跡もそうですし、それからこのあたりの地盤という意味では大事な情報になりますので、ぜひいろいろ御協力頂きたいと思います。コメントですけれども、よろしくお願いします。

○事業者 御意見ありがとうございます。その点につきましても今後十分検討しながらやっていきたいと思います。

○水本委員 はい、よろしくお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。森川委員、どうぞ。

○森川委員 トンネルの工事ですけれども、最近ではトンネルで使う建設機械は、排気ガスは出さないものが多くなっていると聞いているのですが、そのところが分かるような書き方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 今後、環境影響評価書案の段階で施行計画の内容についても具体的に記載していく予定でございますので、その辺、検討したいと思います。

○森川委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。水本委員、どうぞ。

○水本委員 すみません、1点言い忘れてしまって。このあたりは起伏があつてという部分と、中世という、江戸より前の段階で割とお墓が見つかるようなエリアになりますので、そういった場合、人骨が見つかった場合には警察署との関係も出てきますので、そのあたりもうまく連携を取るようお願いしたいと思います。

○事業者 御指摘ありがとうございます。そのように考えさせていただきます。

○水本委員 よろしくお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、質疑応答を終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退出をお願いします。

(事業者退出)

○下間アセスメント担当課長 事業者が退出されましたので、引き続き受理報告を続けたいと思います。

10 ページの「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」につきましては、2月25日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明します。

評価書案は令和元年11月29日の第9回総会で諮問され、令和3年8月20日の第6回総会において知事に答申されております。当資料は、環境影響評価書案、審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。

1つ目の「大気汚染」の意見として、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による一定程度の寄与があり、環境基準を下回るが、その値は高いことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めることとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、最新の排出ガス対策型建設機械の採用に努めることを、環境保全のための措置に追記。また、建設機械に関する環境保全のための措置を徹底する旨を追記したとの報告です。

2つ目の「騒音・振動」の意見として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、現況において一部の地点で環境基準を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めることとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、工事用車両に関する環境保全のための措置を徹底する旨を追記したとの報告がございました。

3つ目の「風環境」の意見として、本事業の計画地は、交通結節点である西日暮里駅に隣接しており、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じることの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、事後調査計画の検討にあたり、風洞実験の結

果から適切な調査地点を複数選定すること、事後調査結果から必要に応じて追加の保全対策を実施することを環境保全のための措置に追記した。また、環境保全のための措置を徹底する旨を追記したとの報告がございました。

続きまして、11 ページの「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」につきましては、2月28日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明します。

評価書案は、令和3年1月27日の第9回総会で諮問され、令和3年8月20日の第6回総会において知事に答申されております。当資料は評価書案、審査意見書、環境影響評価書との関連について提示してございます。

1つ目の「大気汚染」の意見として、施設の稼働に伴う粉じんについては、破碎処理施設を屋内に設置し、さらに計画地の周囲に10mの壁を設けるなどの措置を実施するとしているが、廃材等の屋外保管場所からの粉じんの飛散も懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、粉じんの飛散防止に努めることとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、粉じん対策として、廃材ヤード、再製品ヤード、建設発生土ヤード、改良土ヤードにスプリンクラーを設置し、粉じんの飛散を防止することを、環境保全のための措置に追記したとの報告です。

2つ目の「騒音・振動」の意見として、新施設の整備後には、廃材等の搬入車両が増加し、また、夜間においても破碎処理施設の稼働を行う計画であり、騒音の増大が懸念されることから、環境保全のための措置を徹底し、より一層の騒音防止に努めることとの内容です。

これに対する環境影響評価書の記載内容は、騒音対策として、廃材等の投入ホッパー、ベルトコンベヤの防音対策、夜間の場内誘導音対策、問合せ窓口の設置及び意見に対し適切に対応することを、環境保全のための措置に追記したとの報告です。

最後に、12ページの2月分受理報告に係る助言事項一覧を御覧ください。2月の受理報告に係る助言事項に対し事業者からの回答がありましたので報告します。

「光が丘清掃工場建替事業」事後調査報告書の「廃棄物」において、予測結果と事後調査結果の排出量の乖離が大きい項目について、今後も同事業が行われていくと思われるので、予測精度向上に向けて検討を行い、事後調査時の削減対策や効果が検討できるとよいと考えます。また、汚泥については含水率によってボリュームが大きく変わることも考えられ、必要に応じてそれらも比較するとよいかもしれないとの助言に対し、事業者の回答は、今後も

実情に即した予測ができるように努めていく。なお、汚泥についても今後の図書作成の参考にさせていただくとの回答でした。

なお、3月受理報告に係る助言事項についてですが、今回はございません。

報告は以上となります。

○柳会長 受理関係について何か御質問等ございますか。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午前10時58分閉会)